

介護分野における特定技能協議会の設置について

1 目的

介護分野における特定技能協議会は、「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(平成 30 年 12 月 25 日閣議決定) 5 (2) イの規定に基づき、構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ることを目的とする。

また、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」(平成 30 年 12 月 25 日閣議決定) 4 (4) オの規定を踏まえ、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地域における人手不足の状況を把握し、必要な措置を講ずることを目的とする。

2 構成員等

別表 1 及び別表 2 のとおり

3 資料及び議事概要

後日公開

4 事務局

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

5 開催時期

協議会については必要に応じ、運営委員会については 3 ヶ月に 1 回程度の開催を予定

介護分野における特定技能協議会構成員及び運営委員会委員

別表 1（協議会構成員）

【制度所管省庁】

法務省入国管理局
警察庁刑事局組織犯罪対策部
外務省領事局
厚生労働省職業安定局

【業界団体等】

全国介護付きホーム協会
全国社会福祉法人経営者協議会
全国中小企業団体中央会
全国老人福祉施設協議会
全国老人保健施設協会
全日本病院協会
日本医師会
日本医療法人協会
日本精神科病院協会
日本認知症グループホーム協会
日本病院会
日本慢性期医療協会

【受入機関】

特定技能所属機関（現に 1 号特定技能外国人を受け入れている機関に限る）

【学識経験者】

北浦 正行 日本生産性本部参与

【業所管省庁等】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
外国人介護人材相談支援事業者

別表2（運営委員会委員）

【制度所管省庁】

法務省入国管理局
警察庁刑事局組織犯罪対策部
外務省領事局
厚生労働省職業安定局

【業界団体等】

全国介護付きホーム協会
全国社会福祉法人経営者協議会
全国中小企業団体中央会
全国老人福祉施設協議会
全国老人保健施設協会
全日本病院協会
日本医師会
日本医療法人協会
日本精神科病院協会
日本認知症グループホーム協会
日本病院会
日本慢性期医療協会

【学識経験者】

北浦 正行 日本生産性本部参与

【業所管省庁等】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
外国人介護人材相談支援事業者